



National Information Center for Academic Recognition Japan

National Institution for Academic Degrees and
Quality Enhancement of Higher Education

【国際法としての東京規約】 東京規約とは何か？

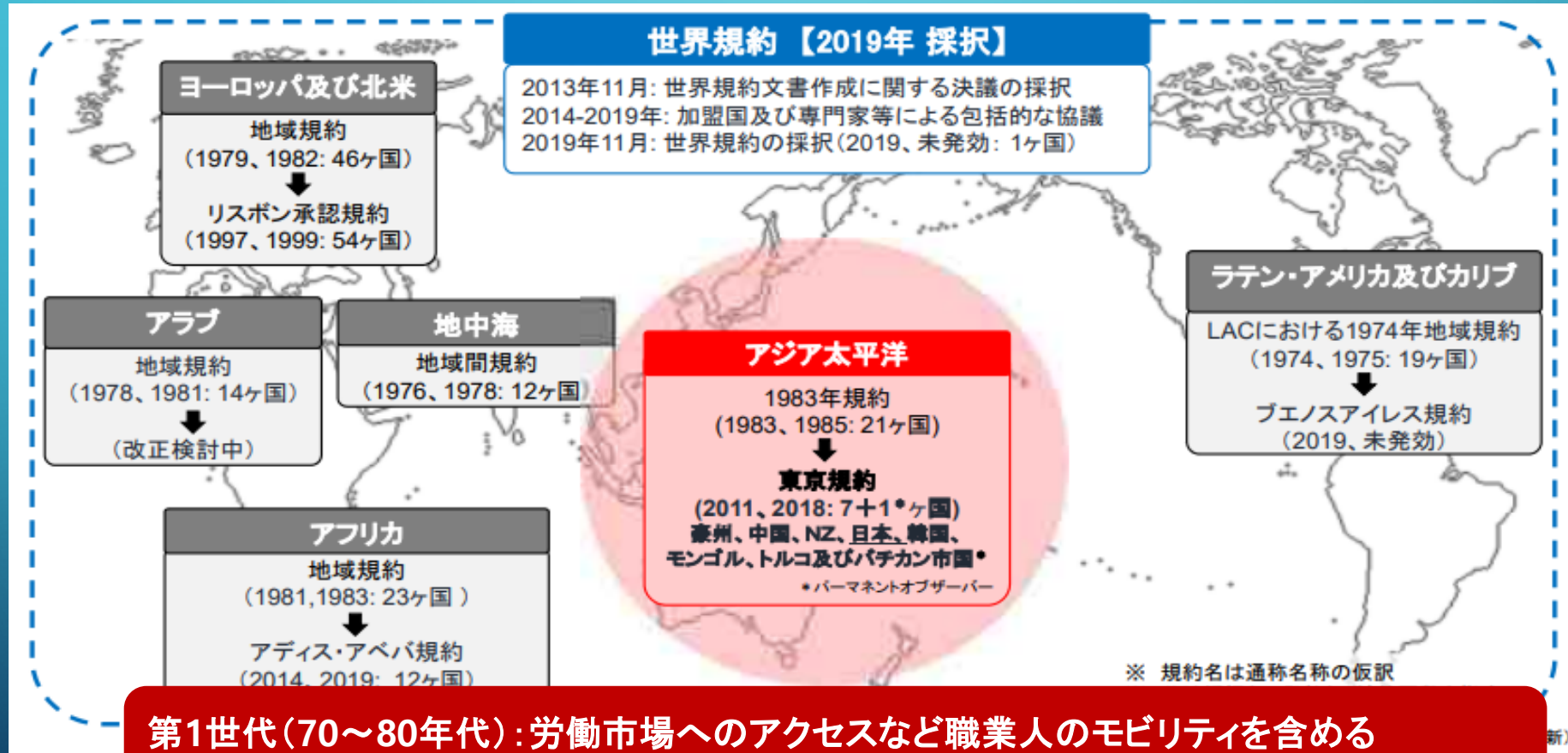
2021年10月27日(水)

大学改革支援・学位授与機構 研究開発部

野田 文香

目的: 各地域の経済・文化・技術発展を目指し、地域内の国際モビリティを促進

→ **高等教育等の学位・資格(qualifications)の承認を円滑に**



第1世代(70～80年代): 労働市場へのアクセスなど職業人のモビリティを含める

第2世代(90年代以降): 学生や研究者交流などの学術モビリティに焦点化

東京規約

(TOKYO CONVENTION)



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

高等教育の資格の承認に関するアジア太平洋地域規約(東京規約)

The Asia-Pacific Regional Convention on the Recognition of Qualifications in Higher Education

目的

締約国間で、学生や研究者など国を越えて進学・就職等をしようとする際の**高等教育資格を、受け入れる国が承認・評価しやすい仕組みを互いに整備**することにより、国際的な流動を促進

締約国

オーストラリア、中国、ニュージーランド、**日本**、韓国、バチカン市国、トルコ、モンゴル、フィジー、ロシア、アフガニスタン、アルメニア（12ヶ国）

- 2017年12月：日本が東京規約に加入
- 2018年 2月：東京規約の発効（発効条件の5ヶ国締約）

東京規約：条文



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

- 締約国間において高等教育の資格を相互に承認・評定するための原則、基準及び権利義務関係を定めるとともに、高等教育機関等に関する情報の共有等について規定

第1章	用語の定義
第2章	権限のある承認当局
第3章	資格の評定に関する基本原則
第4章	高等教育を受ける機会を与える資格の承認
第5章	部分的な修学の承認
第6章	高等教育の資格の承認
第7章	難民、避難民及び難民に類する状況にある者が有する資格の承認
第8章	評定事項及び認定事項並びに承認事項に関する情報
第9章	実施
第10章	最終規定

東京規約：第2章のポイント

権限のある承認当局



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

●「権限のある承認当局」(Competent Recognition Authority):

政府機関又は政府により公式に認められた非政府機関であって、外国において付与された**資格の承認について決定を行う**(第1条)

日本の【権限ある承認当局】

- 文部科学省
- 関連する他の省庁
- 高等教育機関

- 締約国は、**自国の中央当局**が承認事項について決定を行う権限を有する場合には、この規約に**直ちに拘束される**ものとし、また、自国の領域内におけるこの規約の実施を確保するために必要な措置をとる(第2・1条の1)
- 各締約国は、承認事項について決定を行う権限が**個別の高等教育機関**その他の主体にある場合には、自国の憲法上の状況又は構造に従い、この規約の本文をこれらの高等教育機関又は主体に送付し、並びにこの規約に対する**好意的な考慮及びその適用を奨励**するために全ての可能な措置をとる(第2・1条の3)

東京規約：第3章のポイント

資格の評定に関する基本原則



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

- 申請者から求めがあった場合、**権限のある承認当局は**、適時かつ適切に、**当該申請者が有する資格を評定(assessment)**する。その際、当該資格の評定が、**申請者の得た知識及び技能に主たる焦点**を合わせたものであり、その手続及び基準が**公平性等を有し差別的でない**ものであることを確保する(第3・1条、第3・2条)
- 権限のある承認当局は、**資格の承認**に係る決定を**合理的な期間内**に行う。**承認を与えない場合には、その事実と理由を通知**する(第3・5条)
- 申請者は、**承認が与えられない場合等に合理的な期間内に不服申立てを行う権利を有する**(第3・5条)

資格の評定・承認は、「知識及び技能に主たる焦点を合わせたもの」に

承認しない場合の説明責任

東京規約：第4, 5, 6章のポイント



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

第4章

高等教育を受ける機会を
与える資格の承認
(入学資格等)

第5章

部分的な修学の承認
(単位等)

第6章

高等教育の資格の承認
(学位等)

- **非伝統的な資格取得の形態 (non-traditional modes)**により習得された資格、**部分的な修学**であっても、修得された締約国で資格として認められている場合には、適切に評定する(第4・7条、第5・2条、第6・3条)
- 他の締約国によって付与された資格の内容に**実質的な相違(substantial difference)**がない限り、他の締約国が付与した高等教育の資格を承認・評定する(第4・1条、第5・1条、第6・1条)

東京規約：第7章のポイント



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

難民、避難民及び難民に類する状況にある者が有する資格の承認

● 第七条

各締約国は、自国の教育制度の枠組みの中で、並びに自国の憲法上及び法令上の要件に従い、**難民、避難民及び難民に類する状況にある者が一の締約国において取得した資格につき証拠書類によって証明できない場合においても**、これらの者が高等教育課程の受講又は雇用に係る活動を行うための資格の承認について関連する**要件を満たしているか否かを公正かつ迅速に評定するための手続**（従前の学習の承認を含む。）を作成するため、あらゆる合理的な努力を払う。

東京規約：第8章のポイント

評定事項及び認定事項並びに承認事項に関する情報



NIC-Japan
National Information Center
for Academic Recognition Japan

- 各締約国は、高等教育に関する情報を提供する**国内情報センター(National Information Centre)の設立及び維持**のための適切な措置をとる。NICの形態は、異なり得る(第8・3条)
- 各締約国は、**自国の高等教育制度に属する教育機関及び自国の質の保証の制度**に関する適切な**情報を提供**(第8・1条)
 - (a)高等教育制度
 - (b)各種高等教育機関の概要・典型的な特徴
 - (c)承認・認定された高等教育機関一覧、入学要件
 - (d)質保証の仕組み
 - (e)自国の領域外に所在する教育機関の一覧
- 各締約国は、高等教育の資格の承認を容易にするため、**正確かつ最新**のものを提供
 - (a)自国の高等教育制度及び資格に関する信頼すべき正確な情報の入手を容易に
 - (b)他の締約国の高等教育制度及び資格に関する情報の入手を容易に
 - (c)自国の法令に従い、承認事項及び資格の評定に関する助言又は情報を提供(第8・2条)



高等教育資格承認情報センターの設立(2019)

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構内に設置

◆ 目的

- 日本の高等教育資格の国際通用性の確保
- 諸外国との円滑な資格の承認に貢献

◆ 業務内容

- 1) **日本**の高等教育制度、各種高等教育機関概要・一覧、入学要件、資格、質保証の仕組みに関する情報提供
- 2) 東京規約締約国を主とした**外国**の教育制度、資格、質保証制度に関する情報提供
- 3) 外国の国内情報センター(NIC)等との連携
- 4) 各種調査研究

<https://www.nicjp.niad.ac.jp>





- 日本はユネスコ事務局長への加入書の寄託により、締結
- Conventionの和訳として、国会承認を必要とする【条約】ではなく、閣議決定により締結された【規約】を用いる。
 - 行政取極（行政協定）としての国際約束…「規約」
 - 国会承認を経る国際約束…「条約」

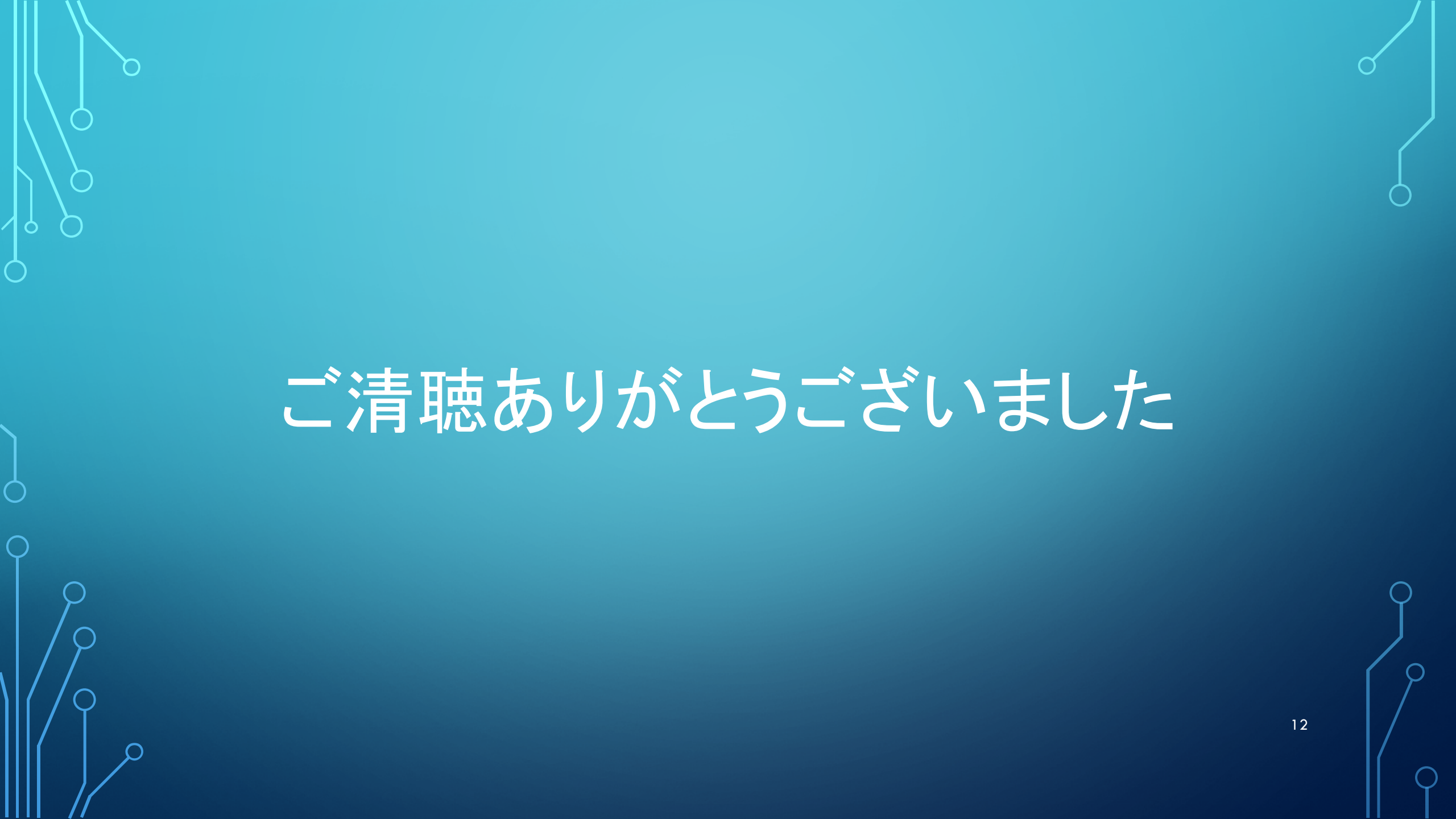
第十章 最終規定

第十・一条

- 全てのユネスコ加盟国及びバチカン市国は、次のいずれかの方法により、この規約に拘束されることについての同意を表明することができる。
 - (a) 批准、受諾、承認又は加入を条件とすることなく署名すること。
 - (b) 批准、受諾、承認又は加入を条件として署名した後、批准し、受諾し、承認し、又は加入すること。
 - (c) 批准書、受諾書、承認書又は加入書を寄託すること。

第十・五条

- いずれの締約国も、寄託者に宛てた通告により、いつでもこの規約を廃棄することができる。
- この規約の趣旨又は目的の達成に不可欠な規定の締約国による違反の結果としてのこの規約の終了又は運用停止は、国際法に従って行う。

The background is a blue gradient. In the corners, there are white line art illustrations of circuit boards or neural networks, with lines and small circles representing nodes.

ご清聴ありがとうございました